

～障害福祉サービス等の利用者負担額がある方へ～
高額償還給付（サービス利用料の返金）のご案内

<制度の内容>

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、障がい福祉課に申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」、「高額障害児入所給付費」又は「高額障害児通所給付費」として返金されます。

ただし、浦安市独自の利用者負担軽減措置（総合上限額；月額負担上限額を最高で18,600円より、本制度（国）よりも優先的に還付される場合もあります。

詳細につきましては障がい福祉課までお問い合わせください。

【世帯について】

| 種別 | 合算の対象となる世帯の範囲 |
|-----------------------------------|--------------------|
| 18歳以上の障がい者 (施設に入所する18, 19歳は除く) | 障がいのある方（ご本人）とその配偶者 |
| 18歳未満の障がい児 (施設に入所する18, 19歳を含む) | 住民票上の世帯 |

【合算の対象となるサービス利用料】

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となります。

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額（介護保険単独の利用ではなく、障害福祉サービスとの上乗せ給付者に限る）

（例）訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

○障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

（例）居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

○補装具費の利用者負担額（平成24年4月以降の支給決定分から対象）

○児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービスの利用者負担額

（例）障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、障害児入所支援など

<支給される償還額>

世帯のサービス利用料（利用者負担額）の合計と**基準額**との差額が支給されます。

【基準額】 37,200円

ただし、以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高いほうの額が基準額となります。

ア 1人の障がい児が2枚の受給者証でサービスを受けている場合

イ 障がい児の兄弟がそれぞれサービスを受けている場合

(参考) 市民税所得割額28万円未満の世帯における利用者負担上限月額

★在宅系サービスを利用する場合・・・4,600円

★入所系サービスを利用する場合・・・9,300円

<償還事例>

※事例ですので、これ以外でも対象となる場合がありますので、対象か迷ったときは、ご相談ください。

★例1：一人の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを併用して利用している場合

(基準額=37,200円)

【障害福祉サービス】利用者負担額：20,000円

→居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

【介護保険サービス】利用者負担額：30,000円

→訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

【世帯の利用者負担額の合計】20,000円+30,000円=50,000円

【償還される金額】50,000円-37,200円=12,800円

★例2：世帯内に障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合

(基準額=37,200円)

夫【障害福祉サービス】利用者負担額：20,000円

→居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

妻【障害福祉サービス】利用者負担額：30,000円

→居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

【世帯の利用者負担額の合計】20,000円+30,000円=50,000円

【償還される金額】50,000円-37,200円=12,800円

★例3：一人の障がい児が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合
(基準額=4,600円)

【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→障害児通所支援、障害児入所支援など

【世帯の利用者負担額の合計】4,600円+3,000円=7,600円

【償還される金額】7,600円-4,600円=3,000円

★例4：障がい児の兄弟姉妹が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している
場合(補装具費の支給なし)

(基準額=4,600円)

姉【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→障害児通所支援、障害児入所支援など

弟【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→障害児通所支援、障害児入所支援など

【世帯の利用者負担額の合計】

4,600円+3,000円+3,000円=10,600円

【償還される金額】10,600円-4,600円=6,000円

★例5：障がい児の兄弟姉妹が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している
場合(補装具費の支給あり)

(基準額=37,200円)

姉【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→障害児通所支援、障害児入所支援など

弟【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→障害児通所支援、障害児入所支援など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：30,000円

→車いすの支給など

【世帯の利用者負担額の合計】4,600円+3,000円+3,000円+30,000円

0円=40,600円

【償還される金額】 40,600円-37,200円=3,400円

<手続きについて>

サービスの支給決定を受けている市役所の窓口にて、次のものを持参し、申請してください。申請に不備がない場合は、おおよそ1～2か月後に指定された口座へ振り込みます。

【持参していただくもの】

| | |
|--------------------|---|
| ① 預貯金通帳 | 受給者又は合算対象の世帯員のもの。 |
| ② 領収書 | 利用しているサービスのすべての領収書。提出がないものは合算対象になりません。利用者負担（1割負担分）と、食費や活動費等のサービスの対象にならない実費負担分の内訳がわかるものをご提出ください。 |
| ③ 受給者証 | 障害福祉サービスの受給者証又は障害児通所給付費・入所給付費の受給者証。受給しているサービスすべてのものが必要です。 |
| ④ 補装具費支給決定通知書 | 補装具費の支給を受けている場合に必要です。 |
| ⑤ 高額介護サービス費支給決定通知書 | 介護保険サービスを併用して利用していて、高額介護サービス費の支給を受けている場合のみ、必要です。 |

※平成28年1月より、マイナンバー制度が施行されたため、マイナンバーの記入及び本人確認が必要となります。

<Q&A>

Q1：申請書は、どこにありますか？

A1：障がい福祉課にありますので、申請時にご記入ください。

また、市ホームページでもダウンロードができ、事前にご記入していただくこともできます。

Q2：申請時には、領収書を添付することとなっているが、返してもらうことはできますか？

A2：領収書の原本及びコピー（申請者で用意）を持参していただければ、市の窓口で、本制度の申請済の確認印を原本に押印しお返しすることができます。

Q3：領収書をなくしてしまいましたが、申請できますか？

A3：利用者負担額として支払った額の確認ができないため、事業所へ再発行を依頼してください。再発行できない場合は、領収の事実があったことを証する書類を、事業所から発行してもらってください。なお、利用者負担額の確認がとれたもののみ合算の対象とします（領収書等を紛失している分については、利用者負担額の合計に含めません。また後から提出された場合につきましても該当月分の追加での対応ができかねますので、ご容赦ください）

Q4：高額介護サービス費支給決定通知書を紛失してしまいましたが申請できますか？

A4：申請するときに、障がい福祉課までご相談ください。

Q5：ゆうちょ銀行を振込先に指定することはできますか？

A5：できます。ただし、振込用の店名・預金種目・口座番号は、通帳記載のものとは、異なりますので、ご確認の上、申請してください。

（わからない場合は、ゆうちょ銀行にご確認ください）

Q6：6月に補装具費の申請をして、8月に決定されました。毎月、通所サービスを利用しております。

補装具費と通所サービスは、いつの分が合算されますか？

A6：8月分が合算対象になります。補装具費の決定月（決定通知書の右上の日付の月）と他のサービスの利用月が合算の対象となります。

Q7：夫が介護保険サービスのみを利用して、妻は障害福祉サービスのみを利用しています。利用者負担額を合算できますか？

A7：障害福祉サービス等と介護保険サービスを利用している人が別の場合は、合算対象になりません。

（対象外の例）

① Aさん：介護保険サービスのみ Bさん：障害福祉サービスのみ

② Cさん：介護保険サービスのみ Dさん：補装具費の支給のみ

Q8：母親（障がい者）が障害福祉サービスを利用し、その子ども（障がい児）が補装具費の支給を受けた場合は、利用者負担額の合算対象になりますか？

A8：対象となります。

Q9：申請するのを忘れていました。何年前の分まで申請できますか？

A9：5年前の分（サービスの利用月から62か月間）まで申請できます。補装具費は平成24年4月以降に決定された分から対象になります。お早目に障がい福祉課までご相談ください。

Q10：郵送でも手続は可能ですか？

A10：可能です。申請書と領収書等の添付書類を同封し郵送してください。記入不備や不明点があった場合は、市より連絡をさせていただいたり、追加で書類提出をお願いすることがあります。なお、Q2のように領収書の原本の返却を希望の方は、原本とコピーを同封してください。

Q11：浦安市独自の利用者負担軽減措置とは、何ですか？

A11：総合上限制という制度で、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、生活介護等）、障害児通所給付費（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、補装具費、地域生活支援事業（日常生活用具、移動支援、日中一時支援）、浦安市障がい者等一時ケアセンター使用料について、制度間での月額負担上限額を最高で18,600円までの負担になるようにしております。還付時期については、例年、4月～9月分を11月に、10月～3月分を5月に予定しております。5月と11月の支払が終わった後に、ホームページ等を活用し、申請の時期のご案内を行う予定です。

以上

【お問い合わせ先】

〒279-8501 浦安市猫実1丁目1番1号（3階）
浦安市 健康福祉部 障がい福祉課
電話 047-351-1111（代表）
047-712-6393（直通）